

第18期

第37回

# 総会議事録

令和3年4月19日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和3年4月19日(月)

2. 開催場所 市議会 全員協議会室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	二瓶敏幸	出席	湖南地区
2	新田幾男	出席	富久山地区
3	伊藤幸一	出席	中央地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	中尾一明	出席	中田地区
6	藤田稔	出席	熱海地区
7	吉田秀吉	出席	三穂田地区
8	松川延安	出席	田村地区
9	降矢セツ子	出席	田村地区
10	吉田直衛	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	小林正一郎	欠席	片平地区
12	堀井潔	出席	中央地区
13	細山文昭	出席	逢瀬地区
14	黒澤大吉	出席	日和田地区
15	遠藤昭夫	出席	安積地区
16	岩崎幸夫	出席	西田地区
17	村上晃一	出席	中央地区
18	古川弘作	出席	中央地区
19	佐久間俊一	出席	喜久田地区
20	伊藤城治	出席	三穂田地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸

【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇

【主任主査兼農業振興・農業法人係長】 清 野 裕 一

【農地調整係主任】 遠 藤 千 秋

【農業振興・農業法人係主任】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時10分



郡山市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

新田 幾男

---

署名人

藤田 稔

---

署名人

黒澤 大吉

---

事務局	<p>ただいまより、第37回総会を開催いたします。 小林正一郎委員から欠席届が出されています。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>本日もお疲れさまです。 連休も近づきますが、東京や大阪などには行かずに 田植えに励んでください。 コロナになりますと田植えもできなくなりますので、 皆さんコロナに気を付けてかからずに頑張ってください。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により 会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、 慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第 2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。 6番 藤田 稔 委員 14番 黒澤 大吉 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、 農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号1番、贈与ではなく使用貸借に訂正します。 議案第6号2番、追加になります。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。 まず、受け人、借り人が同一人物なので、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する</p>

	<p>処分決定について」のうち、1番 1件と議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」のうち27番 1件について付議いたします。</p> <p>議案第1号の1番 1件について、伊藤 幸一委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 幸一 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載の通りです。申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>4月9日に農業委員会事務局で事前審査会を行いました。3条での申請面積は40aですが他に畑3,362㎡を中間管理機構を通して借り受けることで下限面積の要件を満たしており、須賀川在住ですが30分ほどで通うことができ農機具についても両親から無料で借りることができるので問題ありません。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>次に議案第3号の27番 1件について事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>27番の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定の申請があり、農地集積促進員及び事務局による現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号 1番1件について 許可と決することに、議案第3号27番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、議案第1号 1番 1件について 許可と決し、議案第3号27番 1件について 承認と決します。</p> <p>次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」のうち、 2番と3番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>2番と3番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず2番ですが貸し人、借り人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 借り人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>次に3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、同一世帯の息子への贈与です。 受け人と息子、母親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	2番と3番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番と3番の 2件について 許可と決します。  次に4番 1件について付議いたします。 吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。
吉田 秀吉 委員	4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載の通りです。 申請の事由は、贈与、農業開始です。 4月9日に農業委員会事務局で事前審査会を行いました。 特段の問題はなく、後日現地を確認したところ 管理も適正になされておりました。 本人夫婦で父親の農機具を借りて作業を行うものです。  これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。  次に5番 1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。

伊藤 城治 委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。  使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載の通りです。  申請の事由は、子への使用貸借です。  後継者への経営移譲のための使用貸借です。  本人夫婦が農作業を行います。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。  また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>5番 1件について、  許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について  許可と決します。</p> <p>次に6番 1件について、付議いたします。  細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>6番 1件について調査の結果をご報告いたします。  渡し人、受け人及び土地の表示は、記載の通りです。  申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。  譲受人は東日本大震災前には富岡町で農業を営んでおり、  避難先の郡山でも農業を開始するため  空き家に付随した農地を購入するものです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。  また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に</p>



	<p>該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に7番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>7番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に8番 1件について、付議いたします。</p>

	<p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>8番 1件について調査の結果をご報告いたします。  渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。  申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。  受け人は平田村で農業をしていましたが、  結婚して片平町の奥さんの家で暮らすことになり、  今回の申請に至りました。  奥さんと農業を行うものです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。  また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>8番 1件について、  許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について、  許可と決めます。</p> <p>次に9番と10番の 2件について付議いたします。  事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>9番と10番の 2件について、調査の結果を報告いたします。  まず9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、  記載のとおりです。  申請の事由は、耕作不便、経営拡大です。  受け人と息子夫婦が農作業に従事します。</p> <p>次に10番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、  記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と息子夫婦が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>9番と10番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、9番と10番の 2件について 許可と決します。</p> <p>次に11番と12番の 2件について、付議いたします。 黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p>
黒澤 大吉 委員	<p>11番 12番 2件について調査の結果をご報告いたします。 受け人同一であるため一括して報告します。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 4月14日に現地を調査しました。 渡し人高齢のため、畑の耕作が難しくなり今回の申請に至りました。 受け人は最近農業を開始した若い人です。 隣接した土地であるため購入したもので、 今後はネギを栽培するとのことです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に</p>

	<p>該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>11番と12番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、11番と12番の 2件について、 許可と決します。</p> <p>次に13番と14番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>13番と14番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、同一世帯の息子への贈与です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に14番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、従業員2人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>13番と14番の 2件について、</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、13番と14番の 2件について許可と決します。</p> <p>次に15番 1件について、付議いたします。 二瓶 敏幸委員の調査報告を求めます。</p>
二瓶 俊幸 委員	<p>15番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 4月11日に現地を調査しました。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>15番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、15番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に16番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>16番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、同一世帯の息子への贈与です。 受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p>

	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、          周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。          また、全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので          許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、          ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>16番 1件について、          許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、16番 1件について          許可と決します。</p> <p>次に17番 1件について、付議いたします。          藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>17番 1件について調査の結果をご報告いたします。          渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。          申請の事由は、高齢化、農業開始です。          4月9日に事前審査会を行いました。          現地も適正に管理されておりました。          本人と妻に実家での農業従事の実験があります。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、          周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。          また、全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので          許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、          ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>17番 1件について、</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、17番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に18番と19番の 2件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>18番 19番 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず18番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営継承です。 申請人は親子で、入所費用の軽減を図るため世帯分離をしましたが軽油の免税を受けるために親名義の土地を使用貸借するものです。</p> <p>次に19番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 渡し人は相続で農地を取得しましたが地元には住んでおらず農業も行わないため親戚に任せきりにしていましたが母畑地区改良区の償還金も未納であり、今回親戚に売却するものです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>18番と19番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、18番と19番の 2件について、</p>

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に20番 1件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>20番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 4月9日に事前審査会を行いました。 申請人は中田町の出身で実家が農家であり、 幼少期から農業に親しんでおりました。 祖父の他界を機に農業に興味を持ち、 また子供に食育を行うことも考えて今回の申請に至りました。 農作業には親戚が協力するものです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>20番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、20番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に21番 1件について、付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>21番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p>



	<p>4月9日に事前審査会を行いました。</p> <p>譲渡人が現在住居としている土地を譲受人が購入することを予定しております。</p> <p>実家の農作物の栽培を手伝っていたことから農業に興味を持ち今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>農作業は本人と妻、妻の母親が行います。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>21番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、21番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に22番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>22番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>現在、申請地は受け人が耕作しており、今回、売買することにしたものです。</p> <p>受け人と母親が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に</p>

	<p>該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>22番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、22番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に23番と24番の 2件について、付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>23番と24番の 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず23番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、労力不足、農業開始です。 4月9日に事前審査会を行いました。 畑で現地も適正に管理されておりました。 許可後はネギを作付けし、本人と妻が農作業を行います。</p> <p>次に24番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、労力不足、経営拡大です。 使用貸人は相続で農地を取得しましたが地元には住んでおらず 農業も行わないため親戚に任せきりにしていましたが 母畑地区改良区の償還金も未納であり、今回親戚に売却するものです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	23番と24番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、23番と24番の 2件について、 許可と決します。  次に25番と26番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	25番と26番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず25番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、労力不足、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。  次に26番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。  これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	25番と26番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、25番と26番の 2件について許可と決めます。</p> <p>次に27番 1件について、付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>27番 1件について調査の結果をご報告いたします。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 4月12日に現地を調査しました。 農地は適正に管理されております。</p> <p>10a単価が1万円とかなり安いですが、こちら渡し人の体調が悪く、隣地を耕作する受け人に、タダでも良いので引き取ってほしいとお願いしたところ、タダでは悪いということでこの値段になったそうです。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>27番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、27番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず1番 1件について付議いたします。</p>

	<p>降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
<p>降矢セツ子 委員</p>	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は碎石事業における表土置き場の設置です。 農地の区分は農振農用地として判断しました。 台風19号の影響で事業区域の山砂が流出するなどといったこともあり、 早急に山砂を採取するため進入路として適切な申請地を一時転用するものです。 農地の表土部分については保管し復元に使用します。</p> <p>以上1番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので あって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが 必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の 整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により 定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれ がないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。  次に、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、 この適否についてお諮りいたします。 次に1番から28番までのうち、27番を除く 27件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から28番までのうち、27番を除く 27件の農用地利用集積計画につきましては、 利用権設定21件、所有権移転6件の申請があり、 農地集積促進員及び事務局による現地調査 並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番から28番までのうち 27番を除く27件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番から28番までのうち 27番を除く 27件について、承認と決します。 以上で、議案第3号を終わります。  次に議案第4号「事業計画変更に関する処分決定について」を 議題といたします。

	<p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
<p>松川 延安委員</p>	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。  令和2年10月20日、  第31回農業委員会総会にて許可した案件になります。  申請者、土地の表示は記載の通りです。  申請の事由は、期間の延長です。  工事期間の延長に伴って、5条の一時転用期間を延長するものです。  人員資材の不足、また雨の日が多かったことが原因です。  土地の所有者も了解しているということで問題ありません。  許可基準についても問題なく、許可相当と思われます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>1番 1件について  承認相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、1番 1件について  承認相当と決めます。  なお、この件につきましては転用面積が30aを  超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の  意見を聴くことにします。   続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を  議題といたします。  1番 1件について 付議いたします。  村上 晃一委員の調査報告を求めます。</p>
<p>村上 晃一委員</p>	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。  所有者及び土地の表示は記載のとおりです。  申請目的は地目変更のためです。  4月6日に事務局と現地を調査しました。  現地は到達できないほどに荒れ果てており  農地への復元は困難です。  周辺の農地の営農への支障も無く、  農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。  次に2番 1件について 付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。
細山 文昭 委員	2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 4月6日に事務局と現地を調査しました。 山林の中にあり、以前より耕作しておらず荒廃してしまっていて 農地への復元は困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と決めます。  次に3番と4番の 2件について 付議いたします。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	3番と4番の 2件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 すべての筆が山林の一部となっており、



	<p>農地への復元は困難です。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番と4番の2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番と4番の2件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に5番1件について付議いたします。 二瓶 敏幸委員の調査報告を求めます。</p>
二瓶 敏幸 委員	<p>5番1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 4月2日に事務局と現地を調査しました。 約50年前に杉を植林したとのことで 周囲も杉に囲まれ完全に山林化しており農地への復元は困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>5番1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、5番1件について、 非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「空き家に付随した農地に係る農地法第3条 第2項第5号の別段面積の指定について」を議題といたします。</p>

	<p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の説明を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>申請人、農地、宅地の表示は記載の通りです。</p> <p>現在所有者は住んでおらず、空き家バンクに登録されています。</p> <p>住宅の西側にある畑を住宅とともに売却したいとのことでした。</p> <p>調査の結果、郡山市空き家に付随した農地の別段面積取り扱い要綱第5条各号の事項をすべて満たしているため、別段の面積を適用することは相当と考えます。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、</p> <p>別段面積の指定を承認することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、</p> <p>承認と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>村上 晃一委員の説明を求めます。</p>
村上 晃一 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>申請人、農地、宅地の表示は記載の通りです。</p> <p>現在所有者は住んでいません。</p> <p>遊休化の恐れがあるため空き家とまとめて売却するものです。</p> <p>調査の結果、郡山市空き家に付随した農地の別段面積取り扱い要綱第5条各号の事項をすべて満たしているため、別段の面積を適用することは相当と考えます。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について、</p> <p>別段面積の指定を承認することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、</p>

承認と決めます。

以上で、議案第6号を終わります。

続いて、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による  
農地転用届出について」

次のとおり、1番から5番までの 5件について、  
農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による  
農地転用届出について」

次のとおり、1番から20番までの 20件について、  
農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による  
通知について」

次のとおり1番から3番までの 3件について  
通知書の提出があったので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「相続税の納税猶予に関する  
適格証明書について」

次のとおり1番 1件について  
農地等の相続人より相続税の納税猶予に関する適格証明書の  
証明願いの提出があり、適当と認め証明書を交付したので報告する。

報告第4号を終わります。

続いて、報告第5号「贈与税の納税猶予に関する  
適格証明書について」

次のとおり1番 1件について  
農地等の受贈者より贈与税の納税猶予に関する適格証明書の  
証明願いの提出があり、適当と認め証明書を交付したので報告する。

報告第5号を終わります。

続いて、報告第6号「専決処分事項の報告について」  
郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、  
次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

専決第1号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

専決第2号 郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

専決第1号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、  
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め  
次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

理由：令和3年3月31日付け及び令和3年4月1日付けで  
事務局人事を発令するため。

発令の内容については、記載のとおりです。

専決第2号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、  
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め  
次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

理由：令和3年3月31日付け及び令和3年4月1日付けで  
事務局人事を発令するため。

発令の内容については、記載のとおりです。

ただいまの 第1号から第6号までの報告について  
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。次にその他ですが  
農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。

事務局

農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、  
許可基準について、ご審議いただきたいと思います。  
4月締め切りの案件の審議予定がありますので

	<p>来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会 総会運営要領第8条第1項に基づき、その結果を総会の 決定として回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>それでは、ただいまの説明のとおり進めることに致します。 その他ございませんか。</p>
事務局	<p>5月6日木曜日午後2時より定期総会を行います。 罹災関係の業務で正庁が使用されておりますので公会堂で行います。 なお新型コロナウイルス重点対策が5月9日まで継続される ということですので、農業委員の皆様には会場にお越しいただき、 推進委員の皆様には委員長副委員長役員の4名のみ会場に来ていただき 後の方には各地区の行政センターにてテレビ会議システムでの ご参加をお願いいたします。 なお中央地区の委員の方々は大槻行政センターをお願いいたします。 続きまして農村プロデューサーの養成について 福島県農業会議から案内がありました。 農村の将来についてサポートする人材のための講座を 開講するとのことです。 受講料無料ですのでご興味のある方はぜひご参加ください。</p>
議長	<p>推進委員の方には総会についてテレワークでやるということで 皆さんお伝えください。 定期総会の資料については本日お渡ししましたので 目を通しておくようにしてください。 7月以降の予定についても記載してあります。 なお、総会議案の内容については全て既に審議をしております。</p>
事務局	<p>令和3年度農地利用状況調査と非農地化についてですが、 例年8月下旬から9月に行っておりますが、 本年は8月で改選になっておりますので 6月29日から7月14日で行います。 調査実施までの流れですが5月6日の定期総会で農業委員、 推進委員に重点地と非農地化候補地の検討をお願いし、 それを受けて各地区で5月6月の農業相談日に詳細を検討して</p>

	<p>6月下旬を報告日とする予定となります。</p> <p>今回中田地区から非農地化について重点的にやりたいとお話をいただいておりますので、10月中旬くらいまで別日程で非農地調査を行う予定となっております。</p>
濱津 洋一 委員	<p>以前口頭でもお願いしましたが、中田地区同様田村地区も非農地について重点的におこないたいと考えております。</p> <p>今年は特に重点的に行いますので事務局の皆さんもご協力お願いいたします。</p>
堀居 潔 委員	<p>例年、関係行政機関からの意見として提出したものの回答を定期総会で頂いていますが、これについてどうなっているでしょうか。</p>
事務局	<p>定期総会終了後に農林部職員からご説明差し上げるということで準備が進んでおります。</p> <p>意見の提出については回答書を農林部からもらいましたので皆さんに配布いたします。</p> <p>事業の内容についてもその場で説明するとのこと調整しております。</p>
堀居 潔 委員	<p>予算のどこに意見を反映したのかのご説明もお願いいたします。</p>
事務局	<p>農林部にはその旨伝えておいております。</p>
議 長	<p>今年は改選を控えており利用状況調査を早めに行いますので皆さん早めに非農地になりそうな所の確認をお願いいたします。</p>
議 長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第37回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

## 第37回総会（令和3年4月19日開催）の概要

第3条 農地の異動は

27件で、 田 77, 682.3㎡ 畑 33, 459㎡ でした。

第5条 農地転用は

1件で、 砕石事業に伴う表土置き場1件 でした。

この他、農用地利用集積計画、非農地証明、空き家に付随した農地にかかる別段面積の指定についてがありました。